

「熊本地震及び鳥取地震」の被災者に対する住生活支援について

安芸高田市では、熊本地震及び鳥取地震の被災者に対して、市営住宅等を無償で提供します。

1 対象者

熊本県及び鳥取県で発生した地震で家屋が損壊したことにより、当面、居住が困難な被災者の方。

- ① 熊本地震・・・熊本地方、阿蘇地方、天草苓北地方及び球磨地方
- ② 鳥取地震・・・倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町及び東伯郡北栄町

2 提供する住宅

- 市営住宅 6戸
- 市有住宅 12戸

3 入居期間

- 入居の日から6カ月間（被災状況により延長可能）
※入居期間満了後、引き続き入居を希望される場合は、延長可能
※正式入居を希望される場合は、入居有資格審査後、入居可能

4 住宅使用料

- 無償（但し、共益費、光熱水費及び自治会費等については入居者負担）
- 駐車場(市有住宅の場合)については、1台分無償

5 連帯保証人及び敷金

- 不要

6 入居者の決定方法

- 申込み順

7 申込方法

- 申込期間 平成28年11月1日（火）から当分の間
- 受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土日祝祭日は除く）
- 申込（お問合わせ）先

安芸高田市役所 建設部住宅政策課

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
電話 (0826) 47-1202 F A X (0826) 47-1206

- 申込書類
 - ①一時使用許可申請書及び誓約書
※駐車場が必要な方は、一時使用申請書及び誓約書
 - ②罹災証明書（後日提出可）
※被災した家屋の状況の記載があるもの
 - ③住民票の写し（後日提出可）
※被災した住宅に居住されていた全員のもの
 - ④上記②③がない場合には、運転免許証又は健康保険証等の
第三者が発行した住所を証明できる書類の写しが必要です。

- 申込方法 持参、郵送またはF A X
※F A Xの場合は後日、原本提出